

保険金請求のご案内

1. 取扱代理店へ連絡

■ご本人確認のため、生協組合員さまの「氏名」、「生協組合員番号」等をお聞かせします。(ご家族からのご連絡の場合も同様です)。下記の保険金給付該当内容をお聞かせします。

2. 保険金請求書の送付

■ご本人確認のため代理店から生協組合員さまのご自宅へ送付します。生協組合員さまのご自宅以外への送付をご希望の場合は代理店へお申し出ください。

3. 保険金請求書および関係書類の返送

■治療(修理)が終了しましたら、記入漏れや添付書類の不備がないことをご確認のうえ返送願います。

4. 保険金の振込み

■書類不備、治療内容の確認や調査が必要な場合は、保険金の振込みに日数を要しますので、ご注意願います。

保険金請求は「ささえ愛」ホームページからもご連絡いただけます。
(ホームページ) <https://www.chudenkbs.co.jp/hoken/dantai/iryuu/>

ささえ愛 中電生協

検索



保険金給付該当内容を確認いたします

「誰が」、「いつ」、「どこで」、「なにを」、「どうした」を基本にお聞きします。内容により確認項目は異なります。

●ケガのとき	「病院名」、「ケガの原因」、「ケガの部位」、「固定具の種類」、「入院期間」など
●病気のとき	「病院名」、「病名」、「初診日」、「入院期間」など
●携行品損害のとき	「メーカー名」、「商品名」、「購入時期」、「購入価格」など
●損害賠償事故のとき	「事故発生の日時・場所」「被害者の住所・氏名」「事故の状況・原因」「損害賠償の請求を受けたときは、その内容」※ケースによって質問内容が異なりますのでご協力ください。

<保険金をお支払いする場合に該当したときの取扱代理店または引受保険会社へのご連絡>

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数・就業不能期間・就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

※受託物賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償(オールリスク)特約、委託検針員オプションには示談交渉サービスはありません。示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。検針業務賠償責任保障およびハンディターミナルセット保障では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
 - 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
 - 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 - 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
 - 携行品損害保険金・受託物賠償責任保険金の対象となる盗難事故が発生した場合、必ず警察に届け出てください。
- ※事故時の代理請求についての詳細説明がありますので、P.59をご覧ください。

もしも、賠償事故が起きてしまったら

事故を起こし、人にケガを負わせてしまった場合、気が動転して的確な対応ができないこともあります。以下の手順を参考に、落ち着いて行動しましょう。

ケガ人の救護

ケガ人がいる場合は、ケガ人の手当てが最優先です。まずは救急車を呼びましょう。



道路上の危険防止

路上での自転車事故の際は二次災害を防止するため、路肩や歩道など安全な場所に自転車を移動させましょう。

警察への連絡

特に相手にケガを負わせてしまった場合は、現場をよく確認して落ち着いて警察に連絡しましょう。



事故状況の確認

事故日時・事故場所・相手方の名前、住所、連絡先などを確認し、簡単な事故状況メモをつくりましょう。相手の物が壊れている場合は損害物の写真をとっておきましょう。

代理店へ連絡

事故の状況を後日、取扱代理店までご連絡ください。

ご注意ください

事故現場では示談などの約束はせず、例えば相手から一方的に金銭を要求されても、その場での支払いはしないでください。もし、病院の窓口にて相手方の治療費を立て替えてお支払いされた場合は領収書を必ず保管ください。ただし、当方に過失が無いなどの理由により保険金のお支払い対象とならない場合がございますのでご注意ください。